

総社市告示第24号

総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱（令和4年総社市告示第98号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 契約 電気自動車等の導入に係る契約をいう。</u></p> <p><u>(4) 略</u> (助成金の交付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 助成の対象となる電気自動車等は、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 導入者が令和6年3月31日までに契約を締結したもの</u></p> <p><u>(2) 導入者が自ら使用する目的で導入するもの</u></p> <p><u>(3) 使用の本拠の位置が市内のもの</u></p> <p>3 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする導入者（以下「申請者」という。）は、登録日から起算して90日を経過する日までに、助成金交付申請書に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u> (助成金の交付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 助成の対象となる電気自動車等は、<u>導入者が自ら使用する目的で導入するものであって、使用の本拠の位置が市内のものでなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 助成金の交付を受けようとする導入者（以下「申請者」という。）は、登録日の属する年度の3月31日までに、助成金交付申請書に次の各</p>

改 正 後	改 正 前
<p>次の各号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 電気自動車等の導入に係る注文書その他契約を証する書類の写し</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>	<p>号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p>

附 則

この告示は，令和5年4月1日から施行する。